

御注意ください！（立入検査に関する営業の案内について）

最近、「重要」「移行後立入予備検査のお知らせ」と表示された封書により、特定の事業者が自らの実施する「立入予備検査」やセミナーの受講等を促す案内を移行後の公益法人に送付しているとの情報が内閣府公益認定等委員会事務局に寄せられています。

これらの案内は、内閣府及び各都道府県が実施している法令に基づく立入検査とは一切関係がありません。また、立入検査の準備のためにこのようなものの受講等が必要になることは一切ありません。移行後の公益法人等におかれては御注意ください。

疑問に思った場合には、まず、各行政庁（内閣府又は各都道府県）に直接お問い合わせ又は御相談ください。

内閣府の場合、公益認定等委員会事務局監督担当（連絡先）03-5403-9538又は9537